

平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ッ ト マ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 伊 藤 信 幸  
(コード番号:3190 東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 課 長 佐 竹 圭 二  
(TEL. 022-243-5091)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、以下の通り「定款一部変更の件」を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記 会社法が施行され、条文の新設等に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 (条文省略)</p> <p>3. 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第40条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 (現行通り)</p> <p>3. 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. (現行通り)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第40条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>

(注) 本議案が承認された場合には、当社は、監査役 野村守正氏との間で、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。